

2024.01.04

ESG リスクトピックス <2023 年度第 10 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<リスクマネジメント>

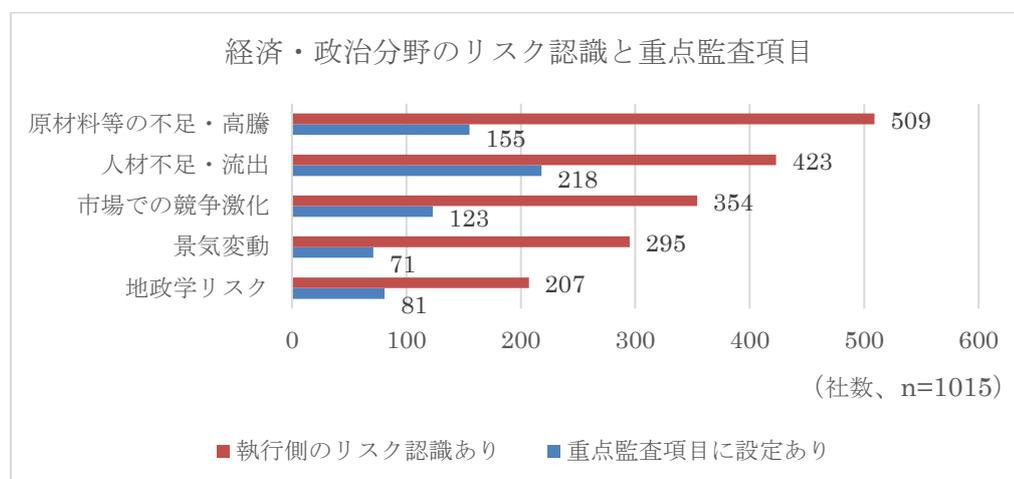
○監査役協会が上場企業に監査とリスクの関係性で調査、監査役会に執行側のリスク認識確認を提言

（参考情報：2023 年 11 月 30 日付 日本監査役協会 HP <https://www.kansa.or.jp/news/post-10237/>）

日本監査役協会は 11 月 30 日、調査報告書「多様化するリスクの把握と監査活動への反映及びその開示」を公表した。企業を取り巻くリスクの多様化が進む中、監査とリスクの関係性についてのアンケート調査を実施し、取締役とのリスク認識の共有や監査計画の策定、新しいリスクへの監査などについて提言を取りまとめた。報告書は「監査役会等は、執行側のリスク認識の妥当性やリスクの評価プロセスの適切性などを改めて確認する必要がある」としている。

アンケート調査には上場企業約 1 千社が回答。執行側と監査役側でリスクの重要度の認識が異なることや双方のリスク認識の共有が十分に行われていないケースなどが明らかになった。

執行側のリスク認識と重点監査項目の関連性についての設問では、執行側が重視しているリスクの重点監査項目への指定状況を比較した。経済・政治分野では、回答した企業の半数にあたる 509 社の執行側が「原材料等の不足・高騰・高騰、物価高騰」を重要リスクと認識していたが、重点監査項目としていたのはこのうち 155 社。人材不足・流出についても 423 社が重要リスクと認識していたのに対して重点監査項目設定が 218 社と、差異が大きいケースが目立った。一方、コンプライアンスや労務管理、会計管理など「法令・ガバナンス分野」のリスクは、経済・政治分野に比べて重要リスクとしている企業は少ないが、重点監査項目となっている割合は高かった。



※日本監査役協会「多様化するリスクの把握と監査活動への反映及びその開示」を基に弊社で作成

また、監査役側が監査計画を策定する際のリスク認識については、監査役側で把握したリスクと執行側のリスクを擦り合わせて判断しているとした企業が 54.3%と最も多かった。一方で監査役が主体的な判断を行わず、執行側の評価をそのまま踏襲している企業も 19.3%あった。

これらの調査結果を踏まえ、①報告書は取締役会でのリスクの議論を充実させる ②監査役側が執行側とリスク認識を共有して重点監査項目に反映する ③近時のリスクに対応する ④重点監査項目等を開示する——の 4 点を提言した。

AI など新たな技術の登場や社会環境の変化が相次ぐ中、新たなリスクの洗い出しや対応は企業にとっても急務となっている。リスクマネジメントの実効性を高めるためにも監査役側と執行側の双方が、新分野のリテラシーも含めて適切に連携していくことが求められる。

<下請法>

○労務費転嫁に向けた価格交渉で政府指針、協議なしの価格据え置きなどは法抵触と注意促す

(参考情報：公正取引委員会 HP：<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>)

内閣官房と公正取引委員会は 11 月 29 日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表した。急激に進む物価の上昇に賃金の上昇が追い付いていないことを課題とし、中小企業が賃金引き上げの原資を確保するための取引環境を整備することが目的。本指針では、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者および受注者それぞれが採るべき行動や求められる行動を行動指針として取りまとめた。

指針の中で、労務費の価格転嫁に関して、明示的な協議なしに取引価格を据え置く、あるいは労務費の転嫁による価格の上げ幅を一方向的に著しく低く定めることは、独占禁止法上の優越的地位の濫用または下請法上の買いたたきとなるおそれがあるとして注意を促している。

<発注者・受注者が採るべき／求められる 12 の行動指針>

対象	行動指針	ポイント
発注者	① 経営トップが関与する	<ul style="list-style-type: none"> 経営トップが労務費の転嫁の受け入れに向けた取組方針を決定する 上記方針を経営トップが社内外に公表する 取組状況を定期的に経営トップに報告する
	② 発注者から協議の場を設ける	<ul style="list-style-type: none"> 受注者から取引価格の引上げを求められていなくても、定期的に労務費の転嫁について協議の場を設ける
	③ 説明や根拠資料を求める場合には公表資料に基づくものとする	<ul style="list-style-type: none"> 受注者が公表資料を用いて説明・提示している希望価格については、合理的な根拠があるとして尊重する
	④ 受注者とその先の取引先との取引価格の適正化を考慮した判断を行う	<ul style="list-style-type: none"> 直接の取引先である受注者とその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識する その上で受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる
	⑤ 受注者から労務費の上昇を理由とした価格転嫁を求められたら協議の機会を設ける	<ul style="list-style-type: none"> 発注者と受注者による十分な協議の上で価格転嫁を行う 労務費の転嫁を求められたことを理由として取引を停止するなどの不利益な取り扱いをしない
	⑥ 必要に応じ労務費上昇	<ul style="list-style-type: none"> 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず、受注

	分の価格転嫁に係る考え方を提案する	者と協議し、算定方法の例をアドバイスするなど受注者に寄り添った対応をする
受注者	① 積極的に情報を収集して交渉に臨む	・ 価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体や中小企業の支援機関の相談窓口相談するなど、情報を収集しておく
	② 根拠資料は公表資料を用いる	・ 発注者との価格交渉の際、労務費の上昇傾向を示す根拠資料は、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額、上昇率などの公表資料を用いる
	③ 適切なタイミングで自ら発注者に価格転嫁を求める	【交渉のタイミングの例】 ・ 発注者の翌年度予算策定期 ・ 定期の価格改定時や契約更新時期 ・ 最低賃金の引上げ判明時 ・ 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価の改訂時 ・ 発注者との生産性向上の会議時 ・ 季節商品の棚替え時の商品のプレゼン時 ・ 発注業務の繁忙期
	④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに希望する価格を発注者に提示する	・ 発注者からの提示を待つことなく、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料などを用いて自社が希望する価格を自ら発注者に提示する
発注者と受注者の双方	① 定期的にコミュニケーションの機会を設ける	・ 定期的にコミュニケーションをとるスキームを用意し、発注者は受注者が置かれている状況を日頃から把握するように努める
	② 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者の双方が保管する	・ 記録を作成した上で発注者と受注者の双方で担当者の上司とも共有するなど、記録の効果的な活用方法を検討する

公正取引委員会「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を基に弊社にて作成。

発注する側の企業は、受注者が取引への影響を懸念して労務費の価格転嫁を申し出づらいう状況が生じやすいことを認識したうえで、本指針に沿った対応を行う必要がある。

企業においては、今後も、物価の上昇や賃金アップに向けた政府や企業の動きなどの社会的な動向を踏まえつつ、受注者との十分な協議を継続的に行い、適切に対応していくことが求められる。

<SDGs>

OSDGs 実施指針を全面改定、企業や自治体などステークホルダー間の連携強化を求める内容に

(参考情報：2023年12月19日付 首相官邸 HP：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r051219.pdf)

政府は12月19日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（本部長・岸田文雄首相）を首相官邸で開き、政府のSDGs取り組み戦略となる改定実施指針を決定した。政府は4年ごとに実施指針を見直している。今回の改定は、初版の2016年から2回目。人口減少や少子高齢化などの問題を抱える日本で「多様性と包摂性のある社会を築き、イノベーションを生かした社会課題を通じて、持続可能な発展と繁栄・国際競争力の強化の実現」することを改定の趣旨に記載。「異なるステークホルダー間の有機的連携」を具体的取り組みに記載するなど、全面的に見直した。

新たな指針では、2030年のSDGs達成を目指した重点事項を5項目にまとめた。旧指針で示し

ていた社会・ジェンダー平等や成長市場の創設、省エネ・再エネ推進などを含む8つの優先課題を踏まえながら取り組みをさらに具体化した。【下表】

重点事項	取り組み例
持続可能な経済・社会システムの構築	人への投資／ディーセントワークの促進／GX、DXの推進／地方創生SDGs等の推進
「誰一人取り残さない」包摂社会の実現	「ビジネスと人権」の推進／女性活躍と経済成長の好循環／孤独・孤立対策の強化／若年世代の社会・経済参画
地球規模の主要課題へ取組強化	循環型、ネイチャーポジティブな経済・社会システムへの転換／グリーンファイナンス、トランジションファイナンスの取組強化／国際保健分野への民間資金動員／「プラネタリーヘルス」の浸透
国際社会との連携・協働・共創	国際標準化の官民連携、主導的参画／AI含む国際的ガバナンス体制づくり／多国間・二国間開発協力の有機的連携／教育の質向上／貧困削減、人道支援
平和の持続と持続可能な開発の一体的推進	人道原則に基づく支援／「人間の安全保障」に基づく開発協力の推進

一方、SDGs 取り組みの担い手として12の主体を設定、それぞれに「期待される役割」を整理し別紙にまとめた。筆頭は企業で、▽SDGsの事業戦略への落とし込み▽革新的技術の活用による社会全体の最適化▽中小企業へのSDGsの浸透▽マルチステークホルダーとの連携▽地球環境問題、ディーセントワーク▽「ビジネスと人権」、責任あるサプライチェーン——などを役割に挙げた。また関連して、ファイナンスによるSDGs達成の推進のため、企業のサステナビリティ開示の充実を盛り込んだ。一方、地方自治体には、自治体間の連携や地域事業者等を対象にした登録・認証制度の構築強化を求めた。

<生物多様性>

○環境省が生物多様性オフセット・バンキングの類似制度を検討も、効果に制約

(参考情報：10月24日付 環境省 HP：https://www.env.go.jp/press/press_02324.html、
12月12日付 経団連 HP：<https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/082.html>)

証券化などの取引手法を活用して「ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失防止と反転）」の実現を目指した生態系オフセット・バンキングへの注目が高まっている。経団連が12月12日に公表した生物多様性宣言・行動指針の改訂版でも、生物多様性の損失回避や機能回復を図る上での手法として記載が残った。一方、環境省が導入を検討している支援証明書制度も類似の効果期待した動きだ。財界などで制度化の議論に関心が集まる一方、規制が未整備の国内では普及にハードルが高い。

生物多様性オフセットとは、ある土地の生態系が開発などの原因で減少した場合、別の場所で多様性のある生態系の再生・保全を図ることで、生態系の減少をトータルで相殺する手法。その際、事前に生物多様性が豊かだと認められる土地を所有・維持管理し、環境価値を定量化・クレジット化することで取引を可能にする仕組みが生物多様性バンキングだ。これらを使うことで、企業が自社の保有する土地で生態系の再生・保全ができなくなった場合（損失）に、クレジットの購入などでその損失を埋め合わせた形にできる。

2022年の昆明・モンテリオール生物多様性条約締約国会議（COP15）でも、COP10以来の12年ぶりに生物多様性オフセット・バンキングが議論された。ただし、国内の制度化は容易ではなさそうだ。

生物多様性オフセット・バンキングの普及には「ミティゲーション・ヒエラルキー」の遵守が必須だ。①回避：開発などの破壊する行為を極力回避する ②低減：回避できない場合はその影響を最低限にする ③代償：最後にどうしても残ってしまう影響を別の場所で代償する——の3つからなる原則を指す。遵守の徹底には、法令による規制が不可欠。未整備の場合、事業者は①回避と②低減の努力なく一足飛びに③代償を選択できてしまうためだ。つまり、生態系を傷付けても安易な金銭による代償が可能になるため、グリーンウォッシュを助長しかねない。また、温室効果ガスを対象にしたカーボン・オフセットと異なり、生物多様性の場合には特定の土地に固定される制約もある。

環境省が導入を検討中の「支援証明書」も、生態系オフセット・バンキングの効果を志向している。これは「自然共生サイト」の所有者や管理者が、維持管理費用や技術的・人的支援を受けたい場合、それらを提供できる「支援者」との間でマッチングが成立すれば、環境省が支援者に支援証明書を発行する仕組み。自然共生サイトは、民間の取り組みで生物多様性の保全を図られている区域を国が認定する。サイトの所有者・管理者が必要な費用や支援を受けることができる一方、「支援者」は自らが環境資産を持たない場合でも、支援証明書を受けると生物多様性保全の取り組みを実践しているとみなされる。お互いにメリットが生まれる。

同省の「30 by 30 目標に係る経済的インセンティブ等検討会」が22年度から、生態系オフセット・バンキングなどへの誘導策の検討を重ねた結果の発案だ。しかし「支援証明書」は、あくまでも自然共生サイトの所有・管理者側とその支援者という2者間の取引で、市場メカニズムで機能する本来の生態系オフセット・バンキングとは異なる。効果にも制約がある。

米・英・豪などの国では、生物多様性オフセット・バンキングの運用がすでに始まっている。昆明・モンテリオール生物多様性枠組（GBF）では、ネイチャーポジティブの達成のために、市場メカニズムの利用やそのための法制度化、評価制度・クレジット制度の確立の重要性が掲げられている。同制度へのグローバルな関心の高まりが予想される。

<自然資本>

OUNEP-FI、銀行向けの自然関連目標設定ガイダンスを発行

（参考情報：国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP-FI） URL：

<https://www.unepfi.org/industries/banking/nature-target-setting-guidance/>）

国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP-FI）*はこのほど、国連責任銀行原則（PRB）**の署名機関の支援を受け、銀行向けに自然関連の目標設定ガイダンスを発行した。

2022年12月に開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）において採択された「昆明-モンテリオール生物多様性枠組み（GBF）」の文脈に沿って、銀行がポートフォリオ全体の目標設定などの自然に関する行動を起こす一助となることを目的としている。

本ガイダンスには、主に下記が含まれる。

- ・銀行と自然との関わりに関する概説
- ・自然関連の依存とインパクト、リスクと機会（以下、「自然関連課題」）へのエクスポージャーを評価・開示するために銀行が利用可能なツールとアプローチの概説
- ・優先セクターへのエクスポージャーをマッピングするためのガイダンス
- ・国際的な枠組みや国・地域単位の生物多様性戦略などと整合性を合わせた、段階的な目標設定プロセスに関するガイダンス
- ・組織的に自然を考慮するための、内部的なリスク管理や顧客エンゲージメント等に関するガイダンス

また、自然関連課題の評価などの目標設定に至るまでの各プロセス段階で、参照可能な自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の金融機関向けセクターガイダンスなどのツール類のほか、仮想的な目標例や実際の銀行 10 社における事例も紹介されている。

23 年 9 月に TNFD 開示提言正式版が公表されたことを受けて、国内でもすでに先進的な銀行、保険、機関投資家が自然関連課題の開示を始めている。一方で TNFD が示している金融向けのセクター中核開示指標（業種固有の必須開示指標）の開示や、自然関連課題の評価結果に基づく目標設定は十分とはいえない。本ガイダンスのようなナレッジ共有を繰り返し、取り組み内容を深化させていくことが期待される。

- * 環境保護・社会の持続可能性に配慮した金融事業を推進することを目的に、調査、提言、情報交換などを行っているイニシアティブ。
- ** 銀行の戦略や実務が、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定で定められた将来の社会のビジョンに沿ったものであることを確認するための独自の枠組み。2019 年に発足し、529 社・団体（総資産額 170 兆ドル）が加盟している（2023 年 12 月現在）。

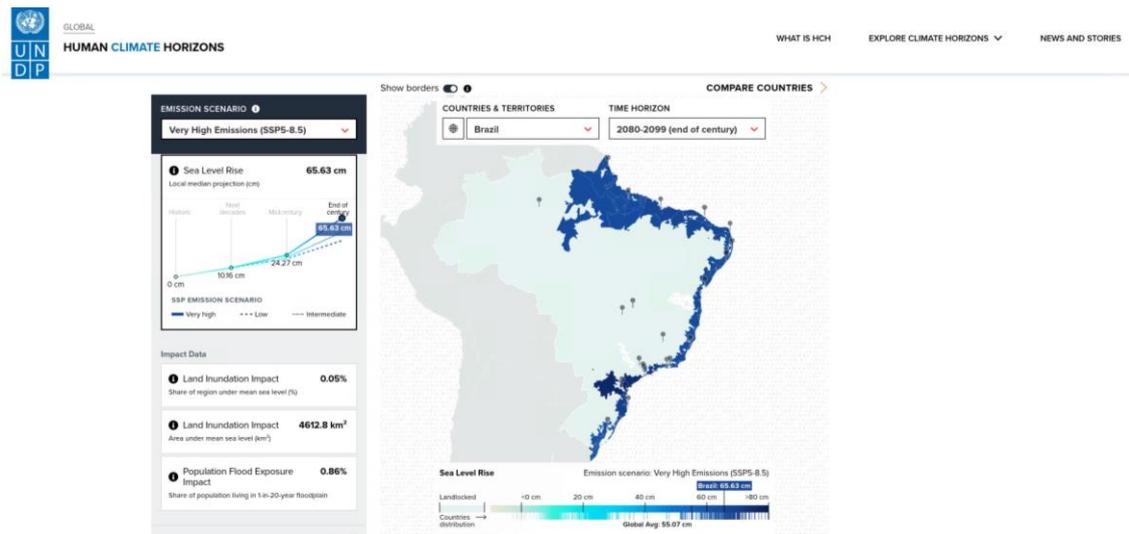
<気候変動>

○世界の洪水リスク、沿岸部で 21 世紀末までに 5 倍増加 UNDP 予測

（参考情報：2023 年 11 月 28 日付 国連開発計画（UNDP）HP：

<https://www.undp.org/press-releases/climate-changes-impact-coastal-flooding-increase-5-times-over-century-putting-over-70-million-people-path-expanding-floodplains>）

国連開発計画（UNDP）は 11 月 28 日、CO2 排出量が現在の水準で推移すると、海面上昇による沿岸の洪水リスクが 21 世紀末までに 5 倍増加し、その影響は 7,000 万人以上となる予測結果を発表した。特にラテンアメリカ、アフリカ、東南アジアの沿岸地域の人間活動に深刻な影響を与える可能性があるとしている。化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出シナリオ（SSP5-8.5）では、21 世紀末までにブラジルのリオデジャネイロやインドのコルカタ、オーストラリアのシドニーなどの 10 都市で、面積の 5%以上が海面下に沈むと予想されている。



【図1】 ブラジルにおける 21 世紀末の海面上昇予測（SSP5-8.5）*

この結果を受けて、気候影響研究所（CIL）**の副所長である Hannah Hess 氏は「今回の予測は結果ではない。GHG 排出量を削減するための行動を迅速に行うことで、沿岸地域社会が直面するリスクを軽減できる」と述べている。

2023 年 11 月に公表された国連環境計画（UNEP）の「排出ギャップ報告書 2023」***によれば、最も楽観的なシナリオでも、気温上昇を 1.5°C に抑えるという目標を実現できる確率は 14% に過ぎないとされる。企業は脱炭素社会への移行戦略をこれまで以上に加速させるとともに、気候変動がさらに顕在化した場合の適応戦略も真剣に検討すべき時期に来ている。

* 予測結果は UNDP と CIL の共同研究である「Human Climate Horizon (<https://horizons.hdr.undp.org/#/>)」において今世紀の気候変動において予測される影響に関する地域ごとの情報をマップ等で提供している。

** The Climate Impact Lab。研究者、アナリスト等からなる研究組織。

***<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/nations-must-go-further-current-paris-pledges-or-face-global-warming>

<サステナビリティ情報開示>

OGRI と IFRS 財団、両サステナ基準の利用拡大狙いシンガポールに初拠点設置

（参考情報：2023 年 11 月 9 日付 GRI HP :

<https://www.globalreporting.org/news/news-center/gri-establishes-sustainability-innovation-lab-in-coordination-with-the-ifs-foundation/>）

GRI と IFRS 財団 11 月 9 日、両団体のサステナビリティ情報開示基準の相互運用性を高めて利用拡大を図ることを目的とした「サステナビリティ・イノベーション・ラボ」（SIL）の初の拠点をシンガポールに設置した。ISSB 基準の公表や各国での制度化など、企業に対するサステナビリティ情報開示の要請の世界的な高まりに対応した。開示対応に必要なスキルの開発や各種ソリューションを提供し、東南アジア諸国連合（ASEAN）域内の企業や公的機関などに対し、GRI・ISSB 両基準の活用拡大やサステナビリティ情報収集・開示の普及を図る。

SIL の活動を通じて、サプライチェーン上のサステナビリティ情報の適切かつ効率的な収集や

開示対応コストの低減などを目指す。「相互運用性・デジタルタクソミー」「監査・保証」「中小企業」「公的セクター」のテーマ毎にワーキンググループを立ち上げるほか、開示対応の支援ツールの提供、必要となるスキル・ノウハウ提供のためのワークショップ等の開催、関係者間のネットワーキングの機会などを提供する予定。

拠点の選定にあたり、両機関は▽世界5位の経済規模▽グローバルサプライチェーンの主要ハブの役割▽域内企業の8割超がGRI基準を採用▽金融監督当局がISSB基準の採用を模索中——などのASEANの特性の着目。中でもシンガポールは、ASEANの運用資産残高の9割超を占める一方、金融管理局がグリーンファイナンスやサステナブルファイナンス人材の育成・開発に注力していることから、SILの開設目的と親和性が高かった。

また、「ASEAN タクソミー」を推進する同国の独立機関「サステナブル・ファイナンス・インスティテュート・アジア」(SFIA)は、ESGデータ収集イニシアティブ「SAFE」の構築を進めている。SAFEはSILとの連携強化で、ASEAN域内の企業がGRIやISSBの基準に適応し、サプライチェーン全体のサステナビリティ情報を収集可能な状態を目指す。

11月20日にシンガポールで開催されたSILのローンチイベントには、GRIとISSBから双方のCEOが登壇。両基準は相互補完的な関係にあり、企業が両基準を活用しやすくなる状況を目指すとして強調。シンガポールを起点にASEAN地域内のGRI・ISSB両基準の更なる普及・浸透の好機とする旨を述べた。

<サイバー>

○サイバー攻撃被害の情報共有は個別同意よりもスピード優先、経産省検討会が最終報告

(参考情報：2023年11月22日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231122002/20231122002.html>)

経済産業省の「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会」は11月22日、最終報告書等を公表した。サイバー攻撃の被害企業の同意を個別に得ることなく速やかな情報共有の対象となり得る「攻撃技術情報」についての考え方を整理し、そうした考え方に基づく専門組織間での円滑な情報共有を提言している。

また、被害個社名等を推測可能な情報を除く非特定化加工の方法など専門組織として取るべき具体的な方針について整理した「攻撃技術情報の取扱い活用手引き(案)」を取りまとめた。ユーザー組織と事前に合意するための秘密保持契約に盛り込むべき条文案(「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文案」)も提示。円滑な情報共有の促進に向けて、専門組織が非特定化加工済みの攻撃技術情報を共有したことに基づく法的責任を原則として負わないことを盛り込む内容だ。

さらに、専門組織同士の情報共有促進だけでは解消されない今後の課題として、①情報共有に向けた官民連携のあり方(行政機関への相談報告のあり方や政府と民間事業者間の情報の共有など)や②サプライチェーンにおけるベンダ等の役割を挙げている。

検討会では今年5月から、サイバー攻撃の被害企業の同意を個別に得ることなく速やかに情報共有する考え方を整理。被害組織自身による情報共有ではなく、被害拡大防止に資する専門組織*を通じた情報共有を促進するための必要事項を検討してきた。

サイバー攻撃が高度化する中、単独組織だけでは攻撃の全容解明は困難となっており、攻撃の全容の把握や被害の拡大を防止する等の観点からサイバー攻撃に関する情報共有は極めて重要で

ある。2023年3月、経済産業省は、被害組織で見つかった情報を「何のために」「どのような情報を」「どのタイミングで」「どのような主体に対して」共有／公表するのか、ポイントを整理した資料として「サイバー攻撃被害に係る情報の共有公表ガイドランス」を策定、公開している。一方、被害組織自らが情報共有を行うことについては、①被害組織側の調整コスト負担、②最適者が事案対応を行わない懸念、③処理コストのかかる情報共有（既知、または不要な情報が流れることによる受信組織側の対応コストが発生しているおそれ）、④被害現場依存の脱却の必要性（インシデント対応時に複数の組織が現場に“殺到”することで、被害組織の対外対応コスト負担増や調査阻害要因になる可能性）などの課題が存在する。

そこで、被害組織を直接支援する専門組織を通じた速やかな情報共有の促進が重要となるが、専門組織を通じた情報共有を促進するためには、①秘密保持契約による情報共有への制約、②非秘密情報からの被害組織の特定推測の可能性の課題に対応する必要がある。

*一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター (JPCERT/CC)、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター (JC3)、国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) などの専門機関やセキュリティベンダなど。

<サイバー>

○IPA「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 3.0 実践のためのプラクティス集 第4版」を公開

(参考情報：2023.10.31 サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 3.0 実践のためのプラクティス集 | 情報セキュリティ | IPA 独立行政法人 情報処理推進機構

<https://www.ipa.go.jp/security/economics/csm-practice.html>)

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) は、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 3.0 実践のためのプラクティス集 第4版」を発行した。本プラクティス集は、経済産業省と IPA が公開する「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」の改訂にあわせて公開されるものであり、同ガイドライン Ver3.0 の「重要 10 項目」を実践するにあたり、参考となる考え方やヒント、実施手順、実践事例をまとめている。「制御系を含むデジタル基盤を守ることを意識した対策の充実」や、「サプライチェーン全体にわたるサイバーセキュリティ対策の推進」に関する事例が追加された。

本プラクティス集の構成は以下のとおり。全体として CISO やセキュリティ担当者向けの内容だが、第1章は経営者向けの内容となっている。

- 第1章 経営とサイバーセキュリティ
- 第2章 サイバーセキュリティ経営ガイドライン実践のプラクティス
- 第3章 セキュリティ担当者の悩みと取組みのプラクティス
- 付録 サイバーセキュリティに関する用語集 サイバーセキュリティ対策の参考情報

また、推奨する取組を紹介するページには「分類」「業種」「対象読者」「レベル」のインデックスが付き、自組織に必要な対策が検索しやすい工夫がされている。

分類	指示の解説	業種	小売業	対象 読者	経営者	レベル	3
	プラクティス				CISO等		2
	参考情報				セキュリティ担当者		1

出典：IPA「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 3.0 実践のためのプラクティス集 第4版」
より一部抜粋

第1章では、経営者やCISO等に向けて、国内のサイバー攻撃の被害事例やサイバー攻撃の特徴を踏まえ、サイバーセキュリティが与える企業への影響や経営課題としての重要性をまとめている。

第2章では、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」における、「サイバーセキュリティ経営の重要10項目」の内容と、企業での事例をベースとした実践手順、実践内容、取り組む際の考え方、ヒントを解説している。例えば、「サイバーセキュリティ対策のための資源（予算、人材等）確保」では、

- ・未対応の対策について、他社のサイバー被害事例を元に、自社でのインシデント発生可能性を見積もり、必要な追加対策とその費用概算を検討
- ・必要な追加対策、優先度と概算費用を経営会議へ報告し、対応時期を検討

といった実践例が紹介されている。

第3章では、「セキュリティ担当者の悩みと取組のプラクティス」として、セキュリティ担当者や人材育成・支援担当者が対策を推進する上で経験した悩みとその解決策を、一問一答形式で紹介している。組織のサイバーセキュリティへの取組の深度に応じて、必要な部分を適宜参考にすることができる。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部**

interrisk_csr@ms-ad-hd.com (危機管理・コンプライアンスグループ)

interrisk_erm@ms-ad-hd.com (統合リスクマネジメントグループ)

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com (サイバーリスクグループ)

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第一グループ)

sustainability2@ms-ad-hd.com (サステナビリティ第二グループ)

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2024